

平成29年 3月23日

建設業者 様

豊田市長 太田稔彦
豊田市事業管理者 今井弘明
(公印省略)

建設業における社会保険等未加入対策の強化について（通知）

社会保険等未加入対策については、平成25年度より随時取り組んできたところではありますが、これをさらに推進するため、下記のとおり取組を強化しますので、ご承知おきいただくとともにご協力をお願いします。

なお、今回の未加入対策の対象は、建設業許可を有する建設業者のみとします。（※1）

記

1 本取組の適用基準

平成29年6月1日以後に契約する工事（変更契約を除く。）

2 取組内容

- （1）工事請負契約後、下請業者を選定するときは、社会保険等未加入業者を一次下請業者を選定しないこと。ただし、特別な事情を有する場合（※2）は除きます。
- （2）施工体制台帳を作成又は確認するときは、全下請業者の社会保険等の加入状況を確認し、社会保険等加入状況報告書（裏面参照）を提出すること。
なお、二次下請以下に社会保険等未加入業者がある場合は、当該下請業者の変更又は当該社会保険等の加入を促すよう依頼してください。
- （3）工事完成時に、一次下請及び二次下請以下に社会保険等未加入業者がある場合は、当該社会保険等担当機関に通報することがあります。

※1 当該工事における請負金額が500万円未満であっても、建設業許可を受けている業者の場合は、未加入対策の対象とします。

※2 「特別な事情を有する場合」とは、工事の施工に必要な特殊技術を有する者を下請業者を選定しなければならない等、当該社会保険等未加入業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難になる場合を想定していません。

